

過積載防止対策指針  
(下水道用設備工事)

平成 27 年 1 月

東京都下水道局

## 目次

### 第1章 総則

- 1-1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-3 過積載の定義・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2章 過積載防止対策

- 2-1 起工・契約段階における取組・・・・・・・・ 1
- 2-2 施工段階における取組・・・・・・・・ 2
- 2-3 過積載車両を確認した場合の取扱い・・・・ 2
- 2-4 その他取組・・・・・・・・・・・・ 3

## 第1章 総則

### 1-1 目的

過積載は重大な法令違反行為であり、下水道局発注工事において過積載が発生した場合、お客さまである都民から寄せられる「信頼」を裏切ることとなり、信頼の回復には多大な時間と労力が必要となる。万一過積載に起因する第三者事故にまで発展した場合、取り返しのつかない事態になり、失った「信頼」は決して取り戻すことはできない。

下水道局（以下、「当局」という。）はこれまで、標準仕様書等により、当局発注工事における過積載の防止に努めてきたが、更なる強化を図るため、「過積載防止対策指針（下水道用設備工事）」（以下、「本指針」という。）を策定し、発注者、受注者をはじめ、工事に携わるすべての関係者が過積載防止に取り組み、当局発注工事からの過積載車両の一掃に努めることとする。

### 1-2 適用範囲

本指針は、設備工事標準仕様書（東京都下水道局）にある「過積載の防止」に関する取組を強化するための指針であり、当局が発注する下水道用設備工事で使用するすべての運搬車両に適用される。

### 1-3 過積載の定義

過積載とは、道路運送車両法で定められた自動車の最大積載量を超えて貨物等を積載し、運行する違法行為をいう。

本指針では、自動車検査証に記載されている最大積載量を超えている場合を「過積載」とする。

## 第2章 過積載防止対策

### 2-1 起工・契約段階における取組

#### （1） 特記仕様書への記載

設計者は、本指針について特記仕様書に記載し、受注者に対し本指針に基づく過積載防止の取組の強化を周知・徹底させる。

#### （2） 設備工事標準仕様書の遵守と取組の強化

受注者は、過積載が違法行為であることを十分に認識し、設備工事標準仕様書「過

積載の防止」を遵守するとともに、本指針により過積載防止の取組を強化する。

## 2-2 施工段階における取組

### (1) 施工計画書への反映

受注者は、施工計画書の作成に当たって、過積載防止計画として次の項目を具体的に記載する。

- ア 運搬に係る下請負者名及び組織図
- イ 積載量の管理・点検方法
- ウ 積載量監視責任者名
- エ 工事関係者への過積載防止への周知・啓発活動
- オ その他必要な事項

### (2) 施工時の取組

受注者は、次の事項により過積載防止の取組の強化を図る。

- ア 受注者は、運搬に際して、監督員から請求があったときは、積載量を確認できる資料を提出する。
- イ 受注者は、過積載防止を徹底するために、工事関係者への周知徹底及び過積載防止の啓発活動などを実施し、実施内容について監督員に報告する。
- ウ 受注者は、計量日、運搬車両番号、最大積載量、実重量等を記載した車両管理表を作成し、監督員に提出する。
- エ 受注者は、マニフェスト等により過積載を確認した場合は、直ちに監督員に報告し、原因調査及び積載量管理方法の見直しを行う等過積載防止対策の改善措置を講じなければならない。過積載の事実確認及び改善措置等の内容については、書面により監督員に提出する。

## 2-3 過積載車両を確認した場合の取扱い

### (1) 改善指示等

監督員は、工事現場及び記録書類等で過積載を確認した場合、積載量の徹底管理及び再発防止に向けた取組の強化について、受注者へ書面により改善を指示する。受注者は、改善指示を受けた場合、改善報告書を監督員に提出する。

また、改善指示にもかかわらず過積載が度重なる場合や、悪質な過積載の場合は、

総括監督員は改善命令書により是正を命じる。

(2) 工事成績評定での適正な評価

過積載は法令及び仕様書等の遵守事項に反する行為であることから、監督員は工事成績評定において厳格かつ適正に評価する。

2-4 その他取組

受注者は、提出した車両管理表を工事完了後1年間保管しなければならない。